

回答自治体名： 神奈川県

担当課室： 環境農政局環境部廃棄物指導課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

放射性物質汚染対処特措法第19条の規定に基づき、国が指定廃棄物の処理を実施するに当たっては、安全性の確保に最大限配慮するとともに、事業主体として県民の理解を得るための十分な配慮を求めます。

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

本県に対象の地域がないことから、現時点において意見等はありません。

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

本県の公共下水道又は流域下水道施設から発生するばいじん等は、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の対象ではないことから、現時点において意見等はありません。

ご協力ありがとうございました。